

議案第72号

朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年朝霞市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第34条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第46条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第49条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条第2項、第34条第2項、第46条第2項及び第49条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条第2項、第34条第2項、第46条第2項及び第49条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和6年8月30日提出

朝霞市長 富岡 勝則